

松阪市立幼稚園 11 園 LED 照明器具賃貸借 仕様書

本仕様書は、松阪市（以下「発注者」という。）が発注する松阪市立幼稚園 11 園 LED 照明器具賃貸借業務（以下「本業務」という。）について、受注者の適正な履行の確保を図るために必要な事項を示す。

1 目的

松阪市立幼稚園 11 園の照明器具を LED 照明に切替えることにより、消費電力の削減に伴う温室効果ガスの排出削減及び賃貸借期間における維持管理業務の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、「松阪市立幼稚園 11 園 LED 照明器具賃貸借契約」に適用する。

3 適用規格及び参考規格

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

(1) JIS 規格

JISC62504	一般照明用 LED 製品及び関連装置の用語及び定義
JISC7801	一般照明用光源の測光方法
JISC7550	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
JISC8105-1	照明器具 - 第 1 部：安全性要求事項通則
JISC8105-2-1	照明器具 - 第 2 - 1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-2	照明器具 - 第 2 - 2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-3	照明器具 - 第 3 部：性能要求事項通則
JISC8105-5	照明器具 - 第 5 部：配光測定方法
JISC8147-2-13	ランプ制御装置 - 第 2 - 1 3 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項
JISC8152-1	照明用白色発光ダイオード (LED) の測光方法 - 第 1 部：LED パッケージ
JISC8152-2	照明用白色発光ダイオード (LED) の測光方法 - 第 2 部：LED モジュール及び LED ライトエンジン
JISC8152-3	照明用白色発光ダイオード (LED) の測光方法 - 第 3 部：光束維持率の測定方法
JISC8153	LED モジュール用制御装置 - 性能要求事項
JISC8154	一般照明用 LED モジュール - 安全仕様
JISC8155	一般照明用 LED モジュール - 性能要求事項

4 概要

(1) 対象施設

別紙 1 「履行施設一覧」のとおり

(2) 賃貸借物品

ア LED 照明器具及び付属品

イ その他、取り付けに必要な資材

(3) 数量及び設置場所

別紙2「LED 照明明細」のとおり

(4) 設置期限

令和7年2月28日

(5) 賃貸借期間

令和7年3月1日から令和14年2月29日まで

(6) 賃貸借期間満了時の取り扱い

受注者は、賃貸借期間満了時に賃貸借物件の所有権を発注者に無償譲渡するものとする。

5 履行内容

(1) 照明器具（物品）の調達

照明器具、照明部材及び光源（LED）は、新品又は未使用品であること。

(2) 既設照明の撤去・処分

(3) 照明器具の設置作業

(4) 照明器具の保守

6 照明器具（物品）仕様

(1) 照明器具は、別紙2に示す仕様を満たす器具を調達すること。

(2) 照明器具は、令和6年9月1日現在で公共施設用照明器具（一般社団法人日本照明工業会規格 JIL5004）に登録対応機種を持つ国内メーカーの製品を選定すること。ただし、未使用品を使用する場合は製造から1年以内の製品に限る。なお、複数のメーカー製品を組み合わせて選定することができるものとする。

(3) 光源（LED）寿命は、屋外防犯灯については60,000時間以上かつ光束維持率80%以上の製品、それ以外の照明は40,000時間以上かつ保育室設置器具については光束維持率70%以上の製品とすること。

(4) 照明器具には、本契約の賃貸借物品であることを表示したシールを貼付すること。シールには、機器の種類・リース会社名・リース期間を表示。

(5) 既設照明器具からの置き換えに適した寸法・形状の器具を選定すること。

(6) 既設に吊り装置を採用されている場合は、リニューアル後も既設同等とすることが望ましい。

(7) 既設照明器具及び新たに設置するLED照明器具の数量、設置場所等については、別紙2「LED照明明細」のとおりとし、LED照明器具の設置に際しては、同明細のLED交換方式欄に「器具交換」と記載があるものは器具交換で対応するものとし、「ランプ交換」と記載があるものは、ランプ交換で対応するものとする。

(8) 誘導灯などリニューアルプレートについては必要に応じて対応すること。

7 工事（設置）仕様

- (1) 契約後、速やかに施工計画（工程表、作業体制、安全管理計画等）について、発注者と協議すること。
- (2) 事前に園と日程調整をしたうえで、現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書との相違を発見した場合は、速やかに発注者へ報告し、協議すること。
- (3) 設置作業に使用する雑材は全て新品又は未使用品とする。
- (4) 作業範囲及び通路や資材置き場などについては、建物等に損傷を与えることのないよう必要に応じて養生すること。
- (5) 既設照明器具から LED 照明器具へ更新する際に関係諸官公庁等への申請又は届出が必要な場合は受注者が代行すること。
- (6) 高所に設置する LED 照明器具には落下防止に留意すること。
- (7) 設置作業にあたっての安全管理については、発注者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (8) 工事中は園関係者に対して十分な安全対策を施し、園運営上の支障が起きないようにすること。
- (9) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- (10) 停電等、園運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者及び園と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (11) 搬入・搬出経路については、園管理運営上の支障に留意し、発注者及び園の承諾を得ること。
- (12) 作業車、運搬車等の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等を園敷地内に確保する場合は、事前に発注者及び園の承諾を得ること。
- (13) 設置作業にあたっては、作業場所や作業日程等について発注者及び園と協議し、承諾を得たうえで実施すること。
- (14) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。
- (15) 当該施設において、昇降装置がある場合は撤去すること。なお、オートリフター機器の場合は、操作盤を除き撤去することとし、分電盤から操作盤間の電源線は、分電盤で切り離し、絶縁処理を施すこと。
- (16) 撤去した既存照明器具等について、関係法令を遵守し、受注者において適正に処理すること。
- (17) (16)に関わらず、既設の安定器の取り外し及び集積に際しては、PCB が含まれることが懸念される安定器は確認を行い、PCB が含まれることが確認された場合は、ただちに発注者へ報告するものとし、その後の対応については、別途協議することとする。
- (18) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修により補完する。
- (19) 受注者は、天井等建築物の改修が必要な場合は、石綿含有建材（アスベスト）に関する事前調査を実施し、調査結果を発注者に報告すること。事前調査の結果、レベル1及びレベル2に該当する可能性を確認した場合は、発注者に直ちに報告し、対応について協議を行うこととする。それ

以外の場合は、レベル3に該当するとみなしたうえで、石綿障害予防規則（平成17年省令第21号）ほか関係法令により義務付けられた措置を実施すること。なお、これらに要する費用は契約金額に含めること。

- (20) 設置するLED照明器具については、別紙2「LED照明明細」に示す器具光束、消費電力と同等以上の水準を満たすこと。なお、器具光束、消費電力はメーカー公表値とすること。
- (21) 「ランプ交換」において、既設器具にソケットの劣化（接触不良、割れ、バネ不良等）及び電線の劣化等が認められる場合は、ソケットや電線の交換を実施すること。また、直管LEDランプの交換の場合、既設直管形蛍光灯器具本体の配線及び安定器は、直管LEDランプ設置のため切り離しを行い、切り離された配線は端末処理を施すこと。そのほか、直管LEDランプの交換にあたっては、G13口金を持つ片側給電方式でありJLMA301の規格を満たすランプとし、日本照明工業会ガイド301に則して施工すること。ただし、安定器は残置可とする。なお、別紙2「LED照明明細」にてランプ交換を指定している場合であっても、既設の器具本体が老朽化等によりランプ交換に適さない場合は「器具交換」により対応すること。
- (22) 別紙2「LED照明明細」の階数エリア欄が「外構」のものについては、防水等の機能を有するものを選定すること。また、既設器具本体の防水等機能に劣化等が認められる場合は、双方協議により決定する。
- (23) 既設照明器具に付属機器又は付帯機能がある場合は、交換するLED照明器具にも同様に付属機器及び付帯機能を備えること。

8 市内業者の活用

受注者は、業務の一部を第三者へ委任する場合は、契約締結後に発注者に対して、作業体制調書（任意様式）を提出し、その承諾を得ること。委任先にあたっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく電気工事の許可を受けた事業者とすること。また、作業体制には必ず市内業者を含めることとし、市内業者の選定にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 選定する市内業者は、松阪市契約規則（平成17年松阪市規則第64号）第5条の規定による一般競争有資格者名簿に登載があるもののうち、松阪市建設工事等競争入札参加資格者一覧（市内業者：建設工事）に電気工事として登録がある業者であること。
- (2) 選定する市内業者は、松阪市建設工事等指名措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

9 法令遵守

受注者は、本仕様書における明示の有無に関わらず、本業務の履行及び本業務の履行に附帯して発生するすべての行為等について、関連する法令（条例等を含む）及び規則、基準、規格について、最新のものを遵守すること。また、受注者は本業務の一部を第三者に委託する場合は、その者に対し、同様の遵守を徹底させること。そのほか、受注者は本業務の履行にあたり、照明器具の撤去及び設置作業等にあたっては、電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条の規定に従い第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者に従事させること。

10 完了検査

- (1) 受注者は、全ての園の設置作業が完了した後、速やかに完了届を発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、発注者が指定する日までに完成図書（完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等、省エネ効果表）を提出すること。なお、省エネ効果表は、Microsoft Excel で園毎に設置前と設置後の消費電力が分かる照明器具の一覧表を作成し、園毎に省エネ率と省エネ量が分かる表とすること。
- (3) 本仕様書のとおり業務が実施されたことを発注者が確認したことをもって完了検査とする。また、必要に応じて、発注者立会いのもと現場作業の確認を受けること。
- (4) 完了検査によって LED 照明器具や設置作業等に不具合があることが判明した場合は、受注者の責任と負担で是正すること。

11 保険加入

受注者は、リース物件について自らの費用負担により、動産総合保険を付すこと。

12 リース物件の保守・保証

- (1) リース物件に対する保守・保証期間はリース期間に工事期間を加えた期間とし、その間に生じた不点灯や不具合等（受注者の責や製品不良に起因する照度低下等を含む。以下同じ。）に係る費用（器具交換、部品交換、出張料金等）は受注者の負担とする。なお、非常灯のバッテリーについては消耗品のため、経年劣化の場合は保守・保証の対象外とする。
- (2) 不点灯や不具合等が生じた場合は、受注者は速やかに現場を確認し、遅滞なく交換作業を実施するものとする。
- (3) 受注者は落雷等の不可抗力によりリース物件に不点灯や不具合等が生じた場合であっても、その加入する動産総合保険の保証範囲内において取替え・修理等の補償を行うものとする。なお、動産総合保険の範囲外の費用負担について、発注者の責による場合は発注者の費用負担とし、施工不良等、受注者の責による場合は、受注者の費用負担とする。
- (4) リース期間中において、発注者が照明器具の取り外し、再設置（設置場所の変更を含む）を行う必要が生じた場合は、発注者はあらかじめ受注者に報告するものとする。この場合において、受注者は当該照明器具の保守・保証の継続及び継続するための再設置の手法等について発注者との協議に応じるものとする。

13 物品の移動等

発注者が賃貸借期間内に照明器具の設置箇所を変更するときは、受注者に報告し、発注者の負担により物品の取外し、設置・調整を行うものとする。

14 第三者が賃貸借物件を破損等した場合の対応

賃貸借期間内に第三者が賃貸借物件を破損等した場合は、施設管理者又は発注者より受注者に連絡するものとする。また、受注者が連絡を受けた場合は、速やかに行為者へ連絡した上で原状回復に努め、原状回復にかかる費用は行為者に請求を行うものとする。

15 現地見学

別紙1「履行施設一覧」の対象施設について、現地見学を希望する場合は、電子メールにて申込を行い、かつメール送信後に電話連絡すること。なお、現地見学実施期間内であっても、園運営上の都合により、ご希望に添えない場合があります。

(1) 申込先

松阪市健康福祉部こども局こども未来課

e-mail: komirai.div@city.matsusaka.mie.jp 電話: 0598-53-4083

(2) 現地見学実施期間

令和6年10月3日(木)～10月11日(金) 土曜・日曜日を除く9時から16時

(3) 申込期限

令和6年10月7日(月)16時まで

(4) 申込に係る記載事項(電子メールの記載事項)

・見学の希望日と時間

※12時までに申込を行った場合の見学希望日は、申込日の2営業日以降とすること。

12時を超えて申込を行った場合の見学希望日は、申込日の3営業日以降とすること。

(営業日は、土日を除く平日)

・見学を希望する施設

・施設ごとの見学所要時間の見込み

・参加人数

・担当者の所属氏名・連絡先

(5) 見学日時確定及び連絡等

見学日時は、希望日時と施設の利用状況を勘案のうえ、先着順に発注者が指定する。

発注者は、申込日の翌日以降に申込者に日時を連絡する。

※施設の性質上、当日入室が困難な場合もあり得ることに留意すること。

16 その他

(1) 賃貸借期間の開始は4(5)のとおりであるが、仮使用として、設置した箇所から順次、発注者による器具の使用を認めること。仮使用期間中に不点灯・ちらつき等が発生した場合は、その原因が機器の不具合によるときは、受注者の負担で物品の交換・修繕等を行うものとする。

(2) 受注者に課した業務を実施するうえで、作業内容が法令等の定めるところによる有資格者でなければこれを実施できないものについては、受注者は当該作業に必要な資格を有する者を選定し、その作業にあたらせるものとする。なお、作業の指揮・命令は、受注者の責任のもとに受注者が行うこと。

- (3) 発注者と受注者の責任分担は、原則として別紙 3「予想されるリスクと責任分担」によることとする。
- (4) 賃貸借料の支払方法については、契約金額を 84 等分した金額を月額とし、毎月後払いとする。また、月額に端数が生じた場合は初回の支払いに含める。
- (5) 本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が双方協議のうえ定めるものとする。

16 本仕様書に関する問い合わせ先

担 当：松阪市健康福祉部こども局こども未来課 大谷

住 所：三重県松阪市殿町 1340 番地 1

電 話：0598-53-4083

F A X：0598-26-9113

e-mail：kimirai.div@city.matsusaka.mie.jp